

小千谷市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和7年10月24日

|          |      |
|----------|------|
| 小千谷市監査委員 | 小杉正一 |
| 同        | 上村行雄 |

小 監 第 53 号 2

令和7年10月24日

小千谷市長 宮 崎 悦 男 様

小千谷市監査委員 小 杉 正 一

同 上 村 行 雄

### 財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

##### 1 監査対象

公の施設（小千谷市錦鯉の里）の指定管理者（一般財団法人小千谷市産業開発センター）における令和7年度の管理運営に係る出納その他の事務の執行

##### 2 監査の期間

令和7年9月29日 ～ 令和7年10月24日

##### 3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室、小千谷市錦鯉の里

##### 4 監査の着眼点

小千谷市錦鯉の里管理運営に関する協定書に基づく業務の履行が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

##### 5 監査の主な実施内容

小千谷市錦鯉の里における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき施設の管理、義務の履行及び各種報告は協定書どおり行われているか、管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳及び保存は適切になされているかどうかについて、必要と認めた監査手続きにより実施した。

##### 6 監査の結果

小千谷市錦鯉の里管理運営に関する協定書に基づく業務の履行については、おおむね適正と認めた。